

(公財) つくば文化振興財団 T C F メンバーズ規約

■目的

(公財) つくば文化振興財団 (以下「財団」) の主催または共催する公演等の鑑賞・参加を通じて、市民の芸術文化活動等の活性化に資することを目的とする。

■会員

本規約を承認の上、財団に入会を申込み、財団が入会を認めた個人を会員とする。

■会員特典

| | |
|----------|---|
| 公演情報等の配信 | チラシ郵送・Eメールの中から、会員が希望する方法で公演情報提供を受けることができる。 |
| チケット先行予約 | 財団が指定する公演のチケットについて、一般予約・ネット会員先行予約に先立ち、財団の定める期間において先行予約することができる。 |
| チケット割引 | 財団が指定する公演について、財団の定める割引価格で購入することができる。(購入枚数制限あり) |
| その他 | ①財団より入会時に記念品を贈呈する。 ②財団が定める方法によって、提携飲食店の割引を受けることができる。 |

■入会

(1) 窓口申込

ノバホール・つくばカピオ窓口にて所定の入会申込書を提出するとともに、年会費を支払う。

(2) インターネット申込

財団ホームページより所定の入会手続きを行うとともに、年会費を支払う。なお、この場合の支払方法は銀行振込のみとする。

■年会費

会員は、財団に対して所定の年会費を支払うものとする。なお、支払い済の年会費は、理由の如何を問わず、返金しない。

| | |
|------|--|
| 年会費 | 500 円 ※会員が継続を希望する場合、会員期間の最終月に年会費を支払うことで継続手続きとする。 |
| 支払方法 | (1) 現金支払 ノバホール・つくばカピオ窓口での手続き時のみ対応。 (2) 銀行振込 インターネットでの手続き時のみ対応。 振込時に発生する手数料は会員の負担とする。 |

■会員期間

会員期間は、入会当日から1年後の月末日までとする。なお、会員が年会費を支払い、財団がこれを受領した日を入会日とする。

例) 2022年4月1日入会の場合 会員期間：2022年4月1日～2023年4月30日

■会員番号

会員は、入会時に発行する会員番号をもって、会員の証明とする。会員は、会員の特典を受ける場合、および財団から求められた場合、会員番号を提示しなくてはならない。

■会員情報の変更

氏名・住所・メールアドレスなど入会時に届け出た事項に変更が生じた場合、会員は、財団またはノバホール・つくばカピオ窓口へ届け出るか、インターネット上で変更を行うものとする。届け出に不備があったために、会員特典が受けられなかった場合でも、会員は異議を申し述べることはできない。

■退会

- (1) 会員は退会の意志がある場合、財団へ届け出るか、インターネット上で届け出を行うものとする。
- (2) 会員期間の最終日までに次期の年会費の支払いがない場合は、会員に退会の意志があるとみなし、自動退会とする。なお、会員期間中の退会であっても、支払い済の年会費の返金を行わない。

■権利譲渡の禁止

会員は、特別の事情がない限り、本規約に基づき財団から得た特典を他の者に譲渡することができない。

■会員資格の喪失

財団は、会員が以下に該当した場合、会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 会員が年会費の支払いを怠ったとき
- (3) 本規約に違反があったとき
- (4) 本会が解散したとき
- (5) その他、財団が不適切と認めたとき

■個人情報の保護

財団は、入会の際に登録した会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報（以下、「個人情報」）を、本規約に基づき適切に管理し、以下に該当する場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に対して開示しない。

- (1) 郵送・Eメールその他の手段により、公演情報等に関する通知を会員に発信する場合
- (2) 財団が本会の利用動向を把握する目的で収集した統計情報を会員雄特定ができない形式に加工したうえで利用する場合
- (3) 法令に基づき、行政より開示を求められた場合
- (4) その他、本会の運用上必要な場合

■規約の変更

本規約を変更する場合は、会員に通知するものとする。

附則

本規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。